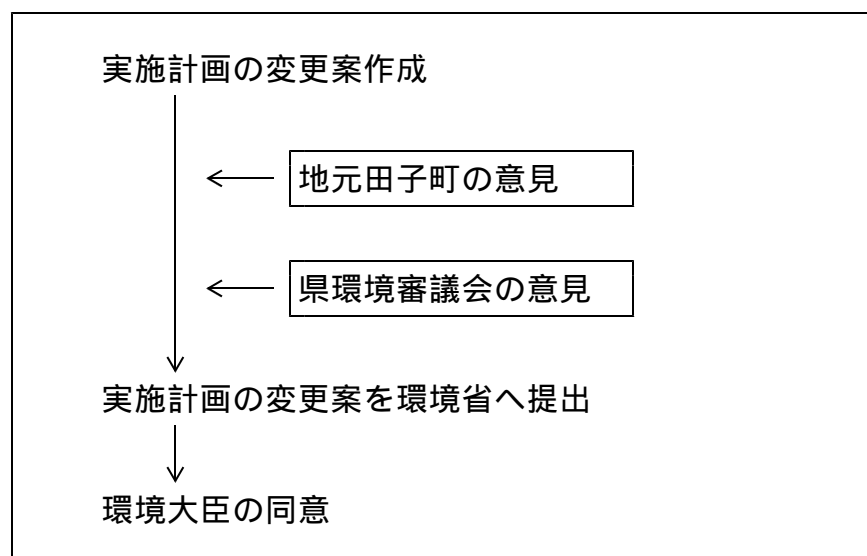


実施計画の変更に関する状況について

1. これまでの主な経緯

- H16.1.21 「青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書」に対し環境大臣同意
- H16.12.6 汚染拡散防止対策を最優先としながら、汚染拡散の恐れのない地域から撤去作業を開始
(一次撤去期間・平成16年度～18年度)
- H18.11.22 主な汚染拡散防止対策事業が完了することに伴い、地中堆積廃棄物の掘削・撤去方法などを定めた「本格撤去計画書」を作成
(本格撤去期間・平成19年度～24年度)

2. 実施計画の変更手続き



現 行	変 更 案	変更の理由
<p style="text-align: center;">特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法</p> <p>4 廃棄物の除去等</p> <p>(1) 撤去計画 <u>廃棄物の撤去計画は、11ヘクタールの区域をA～Fエリアの6区画に分割し、年度ごとに以下のとおり撤去する方針としている。</u></p> <p>(2) 処理方法 <u>処理にあたっては、自区内で処理することを基本として、既存の廃棄物処理施設において焼却、焼成、溶融のいずれかの加熱処理をする。</u></p> <p>【図 - 15】</p> <p>【図 - 16】</p>	<p style="text-align: center;">特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法</p> <p>4 廃棄物の除去等</p> <p>(1) 撤去計画 <u>廃棄物の撤去計画は、11ヘクタールの区域を標高の高いエリアからスライス的に掘削することを基本とし、年度ごとに以下のとおり撤去する方針としている。</u></p> <p>(2) 処理方法 <u>処理にあたっては、自区内で処理することを基本とする。</u> <u>処理方法は、既存の廃棄物処理施設において焼却、焼成、溶融のいずれかの加熱処理をすることを基本に、その性状等から加熱処理に適さないものについては、廃棄物処理法に基づくそれ以外の適正処理方法のうち最も合理的な方法により適正に処理する。</u></p> <p>【図 - 15】 } 【図 - 17】 } 別添のとおり修正</p>	<p>廃棄物の掘削作業中の硫化水素ガス発生等への対策として、掘削方法を見直します。</p> <p>加熱処理に適さない廃棄物を適正処理するため、処理方法を拡大する。</p>

撤去計画 スライス掘削 等高線図

図 -15

— 掘削前等高線
- - - 掘削後等高線

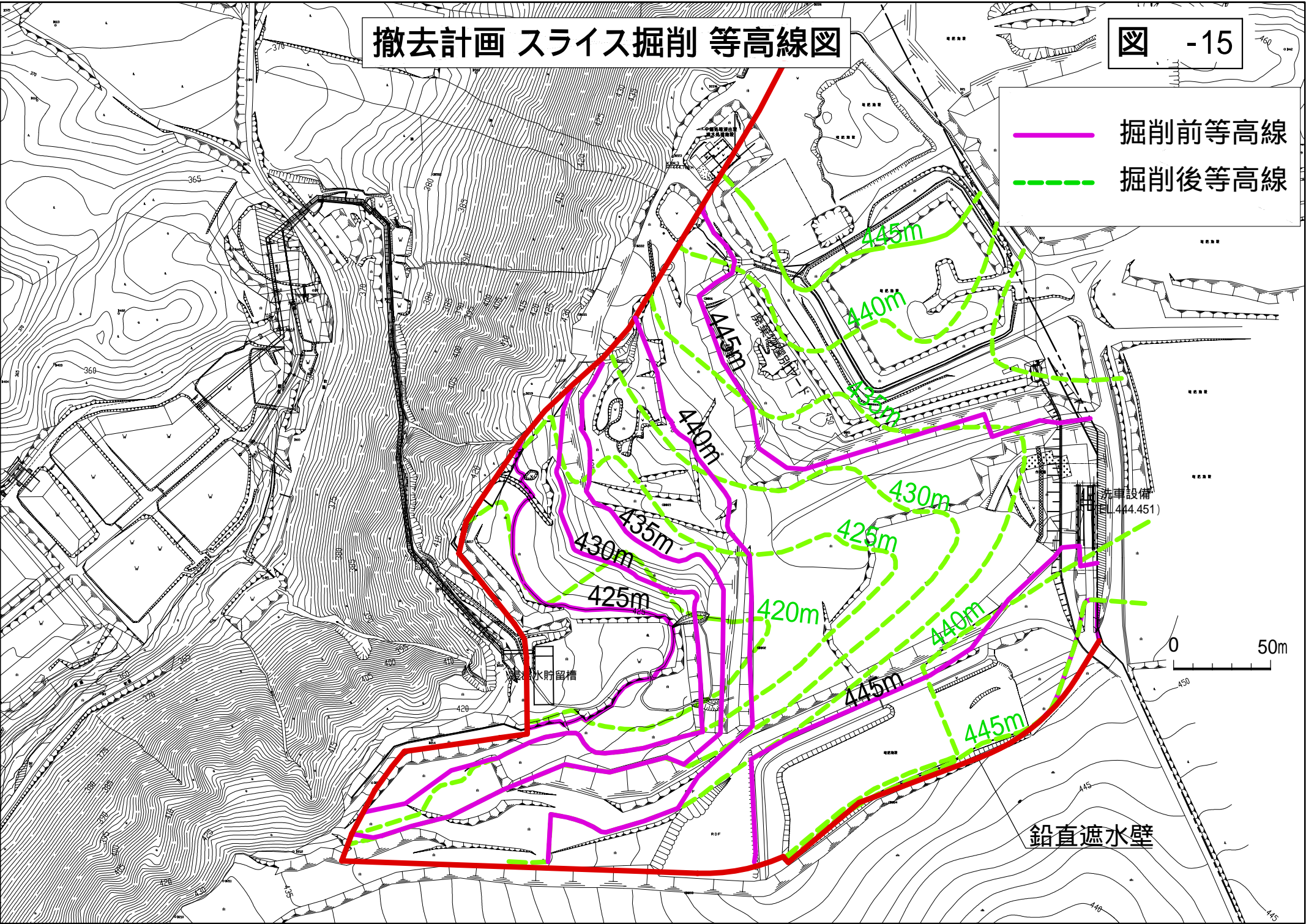


図 III-17

原状回復事業 年度別工事計画

項目	目的	工法等	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	備考
			第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度	第7年度	第8年度	第9年度	第10年度	
汚染拡散防止対策	現状及び廃棄物撤去時における汚染拡散防止(浸出水量削減、浸出水処理、遮水)	①表面遮水工 ②鉛直遮水工 ③浸出水処理施設 ④その他	応急表面遮水工 浸出水処理施設 浸出水調整施設 浸出水導水施設 防災調整池				鉛直遮水工 場内道路工 表面遮水工 浸出水集排水施設 浸出水沈砂池 場内雨水貯留池 廃棄物仮置場整備 浸出水処理施設稼働 →						
廃棄物の撤去	廃棄物の撤去、再利用できるものについては住民の理解を得た上で現地再利用	①場外搬出処理処分(焼却・溶融等) ②現地再利用		○Aエリア 仮置場(A1) 中間処理場(A2) ○中央池仮置場の一部			標高毎に撤去						対象区画のシートをはがして廃棄物を撤去

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	撤去量(t)
中央池仮置分							20,000
標高 (EL.. m)	450~445						41,500
	445~440						103,500
	440~435						149,400
	435~430						117,900
	430~425						93,500
	425~420						40,600
	420~415						8,600
撤去量(t)	96,100	96,100	96,100	96,100	96,100	94,500	575,000

撤去作業計画

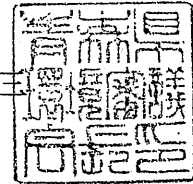
		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	計	搬出車両:10tダンプ 単重:1.0t/m ² と想定
全量撤去	年間撤去日数		67	224	224	215	215	215	215	215	215		
	搬出台数(台/日)		16	16	18	45	45	45	45	45	45		
	日撤去量(t/日)		170	178	201	450	450	450	450	450	450		
	年撤去量(t/年)		11,400	39,900	44,700	96,100	96,100	96,100	96,100	96,100	94,500		
計			96,000			575,000						671,000	

平成19年2月16日

青森県知事 三村 申吾 殿

青森県環境審議会

会長 鈴木 幸三



青森県環境審議会に対する諮問事項について（答申）

平成19年2月16日付け青環第1625号で諮問のあった下記事項については、審議の結果適当と認められるので、この旨答申します。

記

- 1 「第二次青森県環境計画（仮称）案」について
- 2 「平成19年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）」について
- 3 「平成19年度地下水の水質の測定に関する計画（案）」について
- 4 「青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画の変更（案）」について
- 5 「第9次鳥獣保護事業計画の変更（案）及び下北半島ニホンザルに係る特定鳥獣保護管理計画の変更（案）」について

田 収 発 第 3 6 1 号
平 成 1 9 年 2 月 2 1 日

青森県知事 三村申吾 殿

田子町長 松 橋 良 郎



青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書
(平成16年1月21日環境大臣同意)の変更について
(回答)

平成19年2月14日付け青県境第170号で依頼のあった標記の件については、田子町の意見を下記のとおり回答します。

記

- 1 掘削方法の見直しについて
特段の意見はありません。
- 2 廃棄物の処理方法の拡大について
処理方法の拡大そのものについては意見はありません。ただし、処理方法の拡大による次の懸念と要望を申し添えます。
 - (1) 青森県の原状回復方針の基本は、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去となっており、これを堅持していただきたいこと。すなわち、廃棄物及び汚染土壌の処理について、不法投棄現場において処理を行ったものを残置する手法や、たとえ土壌環境基準を満たすとはいえ廃棄物や汚染土壌の現場での再利用は、原状回復方針の基本に反し、これらの手法については同意し難いものであることを申し上げます。
 - (2) 廃棄物及び汚染土壌の全量撤去が平成24年度までの計画期間内に終了させるためには、平成19年度以降の撤去・処理量が平成18年度までのその量に対して倍増以上としなければならない予定とされていますが、廃棄物等の適正処理を委託する処理業者の確保については、これまで2年以上にわたり再三お尋ねを申し上げているにもかかわらず、未だ明確な見通しが示されていません。これらのことは、住民の立場から申し上げますれば、情報公開の非積極性、不誠実及び不作為を問われかねないこととなります。つきましては、住民の不安解消のために、本格的撤去が開始される以前、今年度末までに文書等によりその状況及び見通しについてお知らせしていただくとともに、随時その状況などについて住民に直接説明する機会を設けて頂くようお願い申し上げます。
 - (3) 平成15年11月実施計画策定時に当町では既に様々な観点から意見を申し上げており、その意見の趣旨及び当町の願いについては、今後とも十分にご勘案いただくようお願い申し上げます。住民の願いは、現場を元の自然環境に戻すことを目指す原状回復対策、すなわち、これまで要望してきた廃棄物及びそれらによって汚染された土壌の全量を撤去していただきたいことであることを、再度申し上げるものであります。
なお、本実施計画変更承認後の具体的対策を講じる段階においては、今後とも住民の意向を反映した当町からの意見・提言・要望等を提出して参りたいので、これらを地元住民の切なる願いとして受け入れてくださるよう、格段のご配慮をお願い申し上げます。